

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市はその責務にかんがみ国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

市の事務

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
勝 浦 市	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

【関係指定地方行政機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
勝浦海上保安署		勝浦市浜勝浦499	0470-73-4999	0470-73-4020

【関係県機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
県民センター夷隅事務所	県政情報室	大多喜町猿稻14	0470-82-2211	0470-82-4164
夷隅地域整備センター	総務課	いすみ市大原8513-1	0470-62-3311	0470-62-1685
勝浦警察署	警備課	勝浦市出水1212-2	0470-73-0110	0470-73-0110

【関係市町機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
いすみ市	総務課	いすみ市大原7400-1	0470-62-1111	0470-63-1252
大多喜町	総務課	大多喜町大多喜93	0470-82-2111	0470-82-4461
御宿町	総務課	御宿町須賀1522	0470-68-2511	0470-68-3293
夷隅郡市 広域市町村圏 事務組合消防本部	警防課	大多喜町船子73-2	0470-82-4545	0470-82-2938
西東京市	防災課	西東京市中町1-5-1	0424-64-1311	
和歌山県 那智勝浦町	総務課	那智勝浦町築地7-1-1	0735-52-0555	0735-52-6543
徳島県 勝浦町	総務課	勝浦町大字久国字 久保田3	08854-2-2511	08854-2-3028

【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
東日本電信電話(株) 千 葉 支 店	災害対策室	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652	043-213-4372
東 京 電 力 (株)	大原営業センター	いすみ市大原7400-18	0470-88-2213	0470-88-2289
東日本旅客鉄道(株)	勝 浦 駅	勝浦市墨名281	0470-73-0072	0470-73-0072
小湊鐵道(株) バス部	長南営業所	長南町長南2119	0475-46-3581	0475-46-3580

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について改めて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

本市は、千葉県南東部に位置し、東経140度19分、北緯35度08分の地点を中心に、北及び北西部は房総の丘陵にいだかれ、その山並みは海岸線まで達している。東は夷隅郡御宿町に、西は鴨川市に、北は夷隅郡大多喜町に境し、東南は黒潮寄せる太平洋に面している。

(2) 地形

海岸線は、北部一帯に清澄山を軸に起伏重畳たる房総丘陵をいだき、それからなる数多くの山裾が太平洋に突出して多くの入江をつくる。

(3) 山地

本市地域の山岳部は、房総丘陵の中にあって清澄山系に連なり、標高268m以下の野々塚山、杉戸山、福沢山、芳賀山及び上野山が上野地区から総野地区にかけて連なっている。

(4) 海岸

海岸線は25.7kmにわたり、一般に磯浜海岸であるが一部砂浜海岸もみられる。また、各所に恰好な漁港がある。

(5) 気象

本市は、県南東部に位置しており黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海岸性気候の特性を呈し、平均気温は15度を超え、積雪を見ることはまれで居住性に優れている。

標高は低いが急峻であるため、梅雨時、秋雨時には小規模のがけ崩れを起こすことが多いのが特徴である。

(6) 人口分布

人口は、昭和40年以降減少傾向で推移している。0～14歳以下人口の減少と65歳以上人口割合の増加が進み少子高齢化が進んでいる。国際武道大学の学生を除くと、平成12年国勢調査による65歳以上人口割合は約25.8%であり、千葉県平均の約14.1%に比べ著しく高齢化が進展している。

(7) 土地利用

土地利用は、自然的、農業的土地利用が大半で、地形的にはリアス式の海岸が形成され、地域の分断要素となっている地形が多く見られる。地形的に分断されている各地域を連絡する道路網は、海岸沿いに集中し交通機能面での脆弱さもみられる。

(8) 港湾・漁港

本市は、東西に海岸が延びているので、漁業の根拠地として漁港数も多い。県営漁港（第3種）が「勝浦港」の1港で、市営漁港は第2種漁港で「勝浦東部漁港」など2港、第3種漁港で「串浜漁港」など5漁港ある。また、港湾として「興津港」もあり、市内で漁港として機能しているものは合計9漁港である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる事態を対象とする。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については市避難実施要領に記述。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来